

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、投資家の皆様にとっての企業価値向上を最重要課題の一つと位置づけており、経営の意思決定と執行の迅速化、透明性・公正性の確保及びコンプライアンスの徹底に向けた監視・監督機能の強化等を図るため、様々な施策を講じてコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託富士電機口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2,276,000	25.15
富士通株式会社	900,000	9.94
高見沢サイバネティックス従業員持株会	602,240	6.65
富士通フロンテック株式会社	500,000	5.52
IDEC株式会社	450,000	4.97
株式会社みずほ銀行	350,000	3.87
高見澤和夫	331,030	3.66
株式会社三菱東京UFJ銀行	200,000	2.21
株式会社常陽銀行	200,000	2.21
レシップホールディングス株式会社	200,000	2.21

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上 正喜	他の会社の出身者							○	○			
今村 洋	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 正喜		富士電機株式会社の食品流通事業本部技師長を兼務しております。同社は当社の主要株主(持株比率25.15%)であり、当社との間で取引関係があります。	当事業分野における豊富な経験と専門的な知識を活かし、当社の経営に適切な助言・提言をいただけるため。
今村 洋	○	富士通フロンテック株式会社の特命顧問を兼務しております。当社は、富士通フロンテック株式会社の親会社である富士通株式会社を通して、同社との間で製品販売等の取引関係があります。	当事業分野における豊富な経験と専門的な知識を活かし、当社の経営に適切な助言・提言をいただけるため。 【独立役員指定理由】 当社と富士通株式会社との取引額は、当社売上高に対して少額であること、また、独立役員の属性として取引所が規定する項目全てに該当しないこと等を勘案し、同氏と一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査の適正性を確保することを目的として、会計監査人と期中・期末監査に関する意見交換を定期的に行っておりま
す。
また、監査役は、内部監査情報を恒常的かつ網羅的に把握することを目的として、内部監査室と適時打ち合わせを実施し、緊密な連
携を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
倉田 民男	他の会社の出身者									△	△			
南 浩一	他の会社の出身者									○	○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
倉田 民男		富士電機リテイルシステムズ株式会 社(現:富士電機株式会社)の元常勤 監査役であります。	当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有しておられるため。
南 浩一		富士電機株式会社食品流通事業本部事 業統括部長を兼務しております。なお、富 士電機株式会社は当社主要株主(持株比 率25.15%)であり、当社との間に製品販 売等の取引関係があります。	当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有しておられるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

役員賞与は、業績・経営環境等を勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

前事業年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)における当社取締役に対する役員報酬は以下のとおりです。

取締役を支払った報酬	
総額	12名 74,564千円
(うち社外取締役)	2名 720千円)

- (注)
1. 上記には、平成28年6月29日開催の第47回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれておりません。
 2. 使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 当社は、平成25年6月27日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって取締役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し5,947千円の役員退職慰労金を支給しております。
また、当事業年度末現在における役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定額は、取締役7名に対し84,005千円、となっております。
なお、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 社外取締役及び社外監査役の補佐は、管理本部統括室総務部が行っております。
2. 職務執行に係る情報の閲覧請求があった場合、常時迅速に対応できる体制を整えております。
また、必要に応じて担当者が説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1) コーポレート・ガバナンス体制の概要
- 当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりです。
- ・取締役会
取締役会は毎月1回開催し、業務執行状況の監督並びに経営上の重要事項について意思決定を行っております。
 - ・監査役会

監査役会は毎月1回開催し、監査役間での情報交換を緊密にし、経営監視機能の強化を図っております。
また、監査役は取締役会・経営会議に出席し、取締役の業務執行を十分に監視できる体制を取っております。

・経営会議

当社は、経営方針の徹底及び業務執行の迅速化と明確化を図るため、本部制を敷いております。
取締役、監査役、各本部長及び室長・センター長・事業部長で構成している経営会議を毎月1回開催し、
各本部から報告・議案提起された事項について審議のうえ、業務執行が決定されております。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

当社の監査役会は4名で構成し、社外監査役を半数の2名とすることにより透明性を確保し、
経営に対する監視・監査機能を果たしております。また、社外監査役は独立性を確保しております。
監査役監査にあたっては、内部監査を実施しております内部監査室2名との連携を強化し、
内部監査情報の恒常的かつ網羅的把握を行うこととしております。
更に会計監査の適正性を担保するため、監査役は会計監査人による期中・期末監査を通して
必要な報告を定期的に受けるなど、会計監査人との連携強化を図っております。
また「内部統制推進プロジェクト」の活動状況についても適時報告を受けております。
なお、社外監査役倉田民男氏は、富士電機株式会社の経理部門に在籍し、
決算手続き並びに財務諸表の作成等に従事した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(3) 会計監査の状況

当社は、会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、会計監査を受けております。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりです。

業務を執行した会計士	所属する監査法人
・指定有限責任社員 業務執行社員 吉澤 祥次	新日本有限責任監査法人
・指定有限責任社員 業務執行社員 藤田 建二	新日本有限責任監査法人

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名及びその他25名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立役員を含む社外取締役・監査役会・内部監査部門が相互に連携を図り、
経営に対する監督機能を強化することが、良質な経営の実現や株主・投資者等の皆様からの
信頼確保につながるとの考えから、現状の体制を採用しております。

(1) 内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況

当社では、業務全般の内部統制を図るため、社長直属の内部監査室を設置し、
各本部における経営基本計画の妥当性及実施の効果及び遂行度合い、進捗状況、
コンプライアンス等について内部監査を実施し、業務に対する具体的な助言及び勧告を行っております。
また、財務報告に係る内部統制を図るため、各部門の代表者からなる「内部統制推進プロジェクト」を組織し、
内部統制の運用推進、評価検証を行っております。

(2) 社外取締役の役割及び機能

当社は、社外取締役2名が取締役会に出席し、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を活かして適宜発言して
いただくことにより、経営に関する監督機能の強化、内部統制の有効性の向上につながっているものと認識しております。
なお、当社は今村洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	高見沢グループの概要・事業内容・経営戦略を広く知っていただくことを目的に、随時実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	高見沢グループの概要・事業内容・経営戦略を広く知っていただくことを目的に、随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページアドレス http://www.tacy.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部 経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成15年4月 長野第一工場・長野第三工場において、環境マネジメントシステム国際規格 ISO14001を取得いたしました。 平成18年3月 本社・長野第一工場・長野第三工場において、品質マネジメントシステム国際規格ISO9001を取得いたしました。 平成23年6月 長野県佐久市との間で「アダプトシステム事業」に企業として初めて調印。 長野第三工場、技術棟がある離山南工業団地内の「離山南ミニパーク」の美化・緑化活動に取り組んでいます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社における内部統制システム構築に関する基本方針は下記のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループの取締役及び使用人が、倫理・法令を遵守するためにとるべき行動の基準を示した「行動規範」及び「倫理法令遵守（コンプライアンス）規程」を制定する。
 - (2) 当社の代表取締役を委員長とした「倫理法令遵守（コンプライアンス）委員会」を設置し、当社グループの取締役及び使用人を対象とした研修会を開催する等、コンプライアンス体制を構築・維持する体制を整える。
 - (3) 業務執行部門から独立した内部監査室は、定期的にコンプライアンス体制の監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
 - (4) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループ内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気付いた場合に、通報又は相談できる体制として、内部通報窓口を設置する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、その保存媒体に応じて適切に保存及び管理する。
 - (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループ各部門の代表者で構成する危機管理プロジェクトを設置する。危機管理プロジェクトは、当社グループの経営に係わる全てのリスクを抽出・分析し、諸規程の整備をはじめとした対応策を検討する。検討結果は、取締役会に適時報告する。
 - (2) 内部監査室は、当社グループのリスク管理状況の監査を行い、業務改善に関し必要かつ適切な助言を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会を毎月1回開催し、業務執行状況の監督並びに経営上の重要事項についての意思決定を行う。また、経営方針の徹底と迅速化及び業務遂行の明確化を図るため、取締役・監査役・各事業部長・室長・センター長及び当社グループ会社の代表者で構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する意思決定を行う。
 - (2) 中期経営計画及び年度経営計画を作成し、当社グループの統一目標を設定する。目標達成に向け、各部門において具体策を立案・実行させ、取締役会及び経営会議にて進捗状況の管理・監督を行う。
 - (3) 業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程に基づいて権限の委譲が行われ、業務の効率的運営及びその責任体制を確立する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
 - (1) 関係会社管理規程に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、適切な経営管理を行う。
 - (2) 当社で月に1度開催している経営会議に子会社の代表者を出席させ、業務の状況に関する報告を受ける。
また、適時重要事項の事前協議を行う。
 - (3) 当社より取締役または監査役を派遣して、子会社の運営を監視・監督及び監査し、グループの経営方針に沿って適正に運営されているか確認をする。
 - (4) 当社監査役及び内部監査室の監査は、子会社も対象として実施する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議し、必要に応じて補助すべき使用人を指名する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 指名された使用人は、監査役を補助する期間は監査役の指揮命令の下で行動し、その命令に関する取締役、内部監査室長等からの指揮命令は一切受けない。
 - (2) 使用人の任命・解任・人事評価等については、監査役会の同意を必要とする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役が取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握できる体制にする。
また、監査役が必要と判断したときは、その求めに応じて当社グループの取締役及び使用人は書類の提出、報告を行う。
 - (2) 倫理法令遵守規程に基づいて適切な運用を維持することにより、監査役への適切な報告体制を確保する。
 - (3) 監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
 - (1) 監査役は、経営の透明性と監視機能を高めることを目的として、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。
 - (2) 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて内部監査室に調査を求める。
 - (3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
 - (4) 監査役がその職務の執行にかかる費用の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制システムを整備、構築する。
 - (2) 内部統制システムは継続的に評価し、必要な是正を行うことで、有効かつ適正に機能する体制を整える。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方
当社は「行動規範」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する旨を基本方針として定めております。
2. 整備状況
反社会的勢力に対する対応統括部署は総務部とし、不当要求や妨害行為等が発生した場合は所轄警察署や顧問弁護士等の外部機関と連携をとり、迅速に対応できる体制を整えております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項